

快適な環境づくり

みやぎ 公衛検カプセル

No. 67

平成22年9月



御本丸公園（コスモス園）（大崎市）

CONTENTS

■ 水環境保全の課題をめぐって	2
■ 公害関係法令の改正について	5
■ 当センターの登録・業務内容	8

水環境保全の課題をめぐって

東北大学大学院工学研究科 客員教授
特定非営利活動法人環境生態工学研究所 理事長

須 藤 隆 一

1. はじめに

気候変動による地球環境の危機はわが国にとどまらず、世界各国から報告され、不安をかきたてられているものの、コペンハーゲンにおけるCOP15においては、先進国と途上国との対立や経済優先主義から脱却できず、中期目標（2020年）の合意は2010年のCOP16に持ち越された。しかし、2050年の温室効果ガス（GHG）を半減する長期目標と地球全体の平均気温を2℃以下（CO₂450ppm以下）に保持することの合意は、将来にはずみがつく可能性を残している。このように世界全体の環境問題の関心が気候変動問題（地球温暖化）に集中し、従来から公害の中心であった水質汚濁や大気汚染への関心が薄れてきている。公害と関わりの深かったこれらの環境問題は決して解決されたわけではなく、かえって広域化したり、複合化あるいは多様化している問題も多い。また地球温暖化と密接に関わっている問題も新たに発生している。これらの問題に対応するため、環境省は2009年9月から「今後の水環境保全に関する検討会」を設置し、2009年12月に中間とりまとめを行い、報告書を出している。¹⁾ また、法整備を必要とする問題には中央環境審議会水環境部会のなかに小委員会を設置し、別途審議を進めている。この審議を経て、事業者によるデータ改ざん等の問題および水質事故に対応するため、水質汚濁防止法を一部改正している。両者の審議とも現在も継続されているが、本文では多少の私見も含めてこれからの水環境保全の全般的なあり方について、その概要を示してみることとする。

2. 水質汚濁防止法による取り組みの現状とその改正をふまえた今後の取り組み

わが国では昭和30年代後半から40年代半ばにかけて深刻な公害が発生し、水質汚濁や大気汚染が大きな社会問題となった。しかし、水濁法（水質汚濁防止法）、大防法（大気汚染防止法）、条例、公害防止協定に基づく地方自治体による施策の推進、公害防止の技術の開発、普及、公害防止用施設に対する公的な支援等により、激甚な公害の克服に向けて努力がなされた結果、水質汚濁や大気汚染は大幅に改善された。しかし、地球環境や廃棄物対

策、化学物質のリスク管理等、環境問題が多様化していくなかで公害防止の取組に対する社会的な注目度は相対的に低下し、公害問題に対する危機意識が希薄になっている。それらを背景として公害防止を法令に基づく環境管理業務に充てられる人的・予算的な資源がかなり節約され、その的確な遂行が困難になっている。これに加えて、公害防止対策に携わってきた経験豊富な人材が、事業者、地方自治体とともに退職期を迎えている。また企業におけるコンプライアンスの確保が課題になっている。

このようななかで、ここ数年大企業を含めた一部の事業者において水濁法、大防法の排出基準の超過および工場の従来による測定データの改ざん等の法令違反事業が相次いで明らかとなり、事業者の公害防止管理体制の綻びが生じている例がみられる。このため、公害防止管理体制を点検し、公害防止の取組促進方策のあり方について検討を行ってきた。これをふまえ、今回の水濁法、大防法の改正が成立したが、その要旨は表1に示すとおりである。

表1：大気汚染防止法および水質汚濁防止法の一部を改正する法律

改正の背景
○一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生。 ○地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。 ○近年、公共用水域における水質事故は増えており、例えば、全国一級河川における水質事故は、10年間で約3倍に増加。
改正の概要
1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応 ➢ 排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則を創設。 【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】 ※ 現行では、排出基準違反については罰則があるものの、未記録・虚偽の記録に対する罰則はない。
2 排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進 ➢ 継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を地方自治体との連携の下で確実に図るため、地方自治体が改善命令等を広く発動できるよう見直し。【大気汚染防止法改正】 ※ 現行では「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」に限定。
3 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止 ➢ 汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲（対象となる汚水の種類*1及び事業者の範囲*2）を拡大。【水質汚濁防止法改正】 *1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質を追加。 *2 事業者の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害な物質を取り扱う事業者を追加。
4 事業者による自主的な公害防止の取組の促進 ➢ 大気汚染・水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定を創設。 【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】 ・ ばい煙又は汚水・廃液の排出状況の把握 ・ 汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施 【施行期日】 公布の日から1年以内で政令で定める日から施行。 ただし、4については、公布の日から3月を経過した日から施行。

水濁法、大防法ともに排出基準違反に対して直ちに罰則を科す直罰規定の厳しい規制措置を組み込み、十分な機能を発揮することを前提として対策が進められてきたが、排出測定データ改ざんは公害防止法令の実効性が時代の変遷とともに弱まっていると考えられる。公害防止の制度がより確実に機能し、事業者による取組が業種や規模を問わず継続的に実施されるには、基本的には①地域における公害防止の意義とノウハウの継承、②公害防止法令の確実な実施、事業者による自主的取組の促進、③地方自治体の公害防止監視機能の効果的・効率的な発揮、④地域社会全体による公害防止取組の推進。

現行の水濁法および大防法では、ばい煙、または排水を排出する者に対し、ばい煙または排水の汚染状況の測定・記録を義務づけているが、適正に測定・記録されることを当然の前提として義務違反に対する罰則を置いていない。排出測定データの未記録または改ざんに対し罰則を設け、記録の一層の励行及び改ざんに対する抑止力の発揮を図ることが必要である。

今後のあり方として、①事業者による法令遵守の確実な実施、②事業者の自主的かつ継続的な公害防止の取組の促進、③事業者及び地方自治体における公害防止体制の高度化 a：事業者における公害防止管理体制整備の促進、b：事業者の公害防止管理の取組に関する情報の共有、c：教育・研修および情報交換等を通じた地方自治体の公害防止体制の充実、④地域ぐるみでの公害防止の取組の促進と環境負荷の低減 a：地域社会での情報共有できるオープンな取組の促進、b：地域のパートナーシップによる公害防止の取組の促進、c：住民・NPO等が持つノウハウを生かした地域の公害防止の推進、⑤排出基準超過時の事故時における地方自治体の機動的な対応の確保、a：大防法に基づく改善命令等の発動要件の明確化、b：水濁法に基づく事故時の措置の対象物質・施設の拡大、⑥公害防止法令に基づく事務手続等の合理化、a：複数の法令に基づく届出の整理、b：権限が委譲されている市の範囲の整合化等を推進する必要がある。

3. 水環境保全の課題と今後の取り組み

表2には、わが国における重要な水環境問題が示してある。²⁾ この他最近では海岸漂着物、海岸ごみの問題、希薄は人と水とのふれあい、世界への環境ビジネスの進出等も大きな課題になっている。

水環境保全を進めるうえでの当面の課題は、湖沼の再生、内湾や沿岸域の回復、身近な水域の改善、水生生物の保全、湧水の復活等である。そのためには、水質汚濁防止法、湖沼法、浄化槽法、瀬戸内海法、有明・八代海再生法等で規定された事項を着実に、しかも迅速に実施することである。流域や水域によっては、それぞれの特性に応じた施策があることは当然である。

表2：21世紀初頭の水環境問題

1. 閉鎖性水域の富栄養化
2. 有害化学物質の汚染の多様化・広域化
3. 地下水汚染の進行
4. 身近な水域(里海・里川、濠、ため池等)の再生
5. 非特定発生源(流出水)による汚濁
6. 水圏生態系の劣化(水生生物の減少・多様性低下)
7. 水辺環境(水辺地)の喪失
8. 水循環の遮断、水量の減少
9. 気候変動の水環境影響

表3には焦眉の急を要する当面の課題が示してある。³⁾ 水環境保全施策は、発生源対策(点源対策、面源対策)と水域対策(直接浄化、対症療法的対策)に分けることができる。排水の点源対策として特に重要なものは、①排水からの窒素・リン除去、②小規模排水対策、③総量規制である。また面源としては、①農業排水、②市街地排水対策が重要である。

2008年度の汚水処理人口普及率は84.8%であるが、全市町村数の約8割を占める人口5万人規模以下では69.3%にとどまっている状況で、大都市と中小市町村の格差が目立っている。汚水は人間の生活活動に伴って排出される排水であり、生活排水、家庭排水とよばれている。一方、生活雑排水というのは、生活排水からし尿を除いたものである。すなわち、台所、風呂場、洗濯機などから排出される汚水が生活雑排水である。し尿は、汲取りおよび水洗便所とも、未処理のまま水域に放流することは禁止されている。一部自家処分はあるものの、し尿排水は通常何らかの処理が施され、消毒後水域に放流されている。しかしながら、生活雑排水は法的な規制を受けないため下水道が敷設されていないところ、および浄化槽が設置されていないところでは、ほとんどの場合たれ流しである。このため、たれ流された生活雑排水によって、側溝、下水路、灌漑用水路などの周辺の水が汚れ、ついでそれが流入する中小河川や湖沼が汚濁する。都市中小河川の水質悪化や悪臭発生、閉鎖水域の富栄養化などは大きな社会問題になっているが、生活雑排水のたれ流しをやめない限り解決できない。しかし各家庭で、生活雑排水からの汚濁量を少しでも少なくすれば、その分だけ水質は向上することになる。

生活雑排水の汚濁量の2/3は台所から捨てられる。台所では調理や洗浄で水が使われるほか飲み残しや食べ残しが捨てられる。これを少しでも削減することが家庭での発生源対策とよばれている。この対策効果はきわめて高く、3割程度は容易に削減可能である。

水環境保全のあり方検討会の昨年の報告書では、今後取り組むべき課題として12課題取り上げられていたが、本年度の検討が進む段階で課題は大幅に増加し、表4に示したように21課題に整理されている。それぞれ21課題の内容と課題の位置づけは図1に示したとおりである。

水環境のモニタリングとデータの蓄積、総合的な環境管理の検討、環境マネジメントサイクルの確立は、い

くつかの課題に共通した課題である。また環境開発・技術活用普及、環境教育・普及啓発、人材育成はすべての課題に関わる課題である。

表3：当面の水環境保全施策

1. 排水からの窒素・リン除去の実施とその強化
2. 小規模・未規制排水対策の実施、特に畜産排水対策の強化
3. 面源（流出水）、特に市街地排水、農業排水からの負荷削減
4. 窒素・リン除去型浄化槽の普及と単独処理浄化槽のそれへの転換
5. 総量規制の着実な実施
6. 水生生物の保全、とくに水辺地の回復、多自然型河川やビオトープづくり
7. 地下水の涵養
8. 耕作放棄地や休耕田の減少化
9. 森林、平地林、湿地等の保護・育成
10. 気候変動の適応策
11. 児童・生徒の環境教育と水環境保全への参加
12. 地域住民への意識啓発と住民参加
13. 水環境研究の活性化と技術開発の促進

表4：水環境保全のための今後の課題

1. 事業者の不適正事業への対応
2. 水質事故への対応
3. 湖沼の水質改善
4. 閉鎖性海域の水質改善
5. 新たな排水管理手法の検討
6. 排水規制の在り方に関する検討
7. 未規制小規模事業場からの負荷への対応
8. 面源負荷への対応
9. 水圏生態系の保全と生物多様性の確保
10. 人と水とのふれあいの推進
11. 地下水・土壌汚染の未然防止対策
12. 海岸も含めた海洋環境の保全
13. 気候変動への対応
14. 地球規模で深刻化する水問題への国際貢献
15. 水環境分野の海外ビジネス展開
16. 水環境モニタリングとデータの蓄積
17. 統合的な環境管理の検討
18. 技術開発・技術活用普及
19. 環境教育・普及啓発
20. 人材育成
21. 施策のマネジメントサイクルの確立



事業者の不適正事業への対応	測定データ改ざん等に対し罰則を設けるなどの法制度の整備、事業者及び地方自治体における公署防止体制の高度化 等
水質事故への対応	水質汚濁事故時の措置の対象物質、対象施設の拡大等による事故への対応の迅速化 等
湖沼の水質改善	水質保全目標の検討と汚濁や物質循環メカニズムの解明、新たな水質保全対策の検討 等
閉鎖性海域の水質改善	水質改善削減の着実な推進と新たな水質目標の設定、必要強度管理の方策の検討 等
新たな排水管理手法の検討	パイオニア型を利用した排水管理手法などの研究やPRTR情報の積極的な活用 等
排水規制の在り方に関する検討	今後の排水規制・排水管理の方策の検討と温泉排水規制の在り方に関する検討 等
未規制小規模事業場からの負荷への対応	集中的な浄化槽設置や下水道接続の促進、事業者の自主的な取組の支援 等
面源負荷への対応	土地利用毎の汚濁物質の収支の検討と効果的な面源負荷削減の検討 等
水圏生態系の保全と生物多様性の確保	総合的な水環境管理を通じた生物多様性の確保手段の検討 等
人と水とのふれあいの推進	水環境とのふれあいを促す国民等の水環境保全活動への参加促進 等
地下水・土壌汚染の未然防止対策	汚染実態（構造・管理上の問題点等）の解明と効果的な未然防止対策の在り方の検討 等
海岸も含めた海洋環境の保全	海洋汚染の防止、海岸漂着物の処理推進、パラスタットの処理 等
気候変動への対応	モニタリング体制及び影響予測手法の開発、影響への適応策の検討 等
地球規模で深刻化する水問題への国際貢献	水/パナソニックや水・海・地下水の有効活用など日本の有する技術と経験による国際貢献 等
水環境分野の海外ビジネス展開	計画から施工・運営・維持・管理までパッケージ化したトータルシステムによる海外ビジネス展開 等

図1：水環境保全の課題の相互関係

4. おわりに

水環境はいくまでもなく水質、水量、水生生物、水辺地を合わせた概念で、それぞれ望ましい目標が示されており、その目標を評価する物差しが環境基準である。環境基準図2に示したとおり人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準に分かれているが、これらにも今後速やかに取り組まねばならない課題が山積している。

良好な水環境（目標）

【水質】

人の健康の保護、生活環境の保全、さらには、水生生物等の保全の上で望ましい質が維持されること。

【水量】

平常時において、適切な水量が維持されること。土壌の保水・浸透機能が保たれ、適切な地下水位、豊かな湧水が維持されること。

【水生生物等】

人と豊かで多様な水生生物等との共生がなされること。

【水辺地】

人と水とのふれあいの場となり、水質浄化の機能が発揮され、豊かで多様な水生生物等の生育・生息環境として保全されること。

水環境保全の目標

人の健康の保護に関する環境基準

- ・直ちに排水規制を行う必要はないが、モニタリングを行う必要のある項目について環境基準とすることを検討
- ・リスク管理の推進、評価手法の検討 等

生活環境の保全に関する環境基準

- ・実態を的確に表す指標の検討
- ・BOD/CODを補完する指標
- ・有効な衛生指標（大腸菌等）
- ・DO、SS等の評価方法
- ・水生生物保全のための基準追加・類型指定 等

図2：水環境の望ましい目標と環境基準

引用文献

- 1) 環境省水大気環境局：今後の水環境保全の在り方について（中間報告）（2009）
- 2) 須藤隆一：水質汚濁防止法の10年と今後、資源環境対策、別冊42（16）、20～26（2007）
- 3) 環境省水大気環境局：今後の水環境保全に関する検討会、第1回資料（2010）

公害関係法令の改正について

宮城県環境生活部 環境対策課

1. はじめに

かつて我が国では、経済の高度成長期において、四日市ぜんそく、水俣病やイタイイタイ病といった深刻な公害問題が発生し、大気汚染や水質汚濁が大きな社会問題となりました。しかし、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」等の公害防止法令や条例、公害防止協定等に基づく施策の推進と、事業者の公害防止のための取組み、公害対策技術の開発・普及等により、激甚な公害の克服に向けた努力がなされた結果、これまで大気汚染や水質汚濁の改善に顕著な成果を挙げてきました。当県内の大気環境中の二酸化硫黄、二酸化窒素や河川のBODなども、現在、環境基準が達成されています。

一方、こうした大気汚染や水質汚濁という公害の問題に加え、近年においては、環境問題の対象が地球温暖化や廃棄物・リサイクル等にも多様化してきており、従来の公害防止の取組に対する社会的な注目は相対的に低下し、現場における担当者の公害問題に対する危機意識も希薄となりがち傾向にあります。それらを背景として、公害防止法令に基づく環境管理業務に充てられる人的・予算的な制約が生じ、その適確な遂行が困難になりつつあり、さらに、これまで公害防止を担ってきた経験豊富な人材も退職期を迎えてきており、企業におけるコンプライアンスの確保が課題となっていました。

このような中で、ここ数年、大企業も含めた一部の事業者において、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」の排出基準の超過及び工場の従業員による測定データの改ざん等法令違反事案が相次いで明らかとなり、事業者の公害防止管理体制に綻びが生じている事例が見られています。

このような状況を踏まえ、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」に基づく効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について、中央環境審議会で検討がなされ、その答申を受けて、この度「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法」が改正されました。

今回は、これらの改正の他に、最近の公害関係法令の改正の内容について併せて説明します。

2. 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正の概要

これらの改正法は、平成22年5月10日に公布されていますが、今後関連する政省令について、所要の規定の整理が行われることになっています。

○改正の概要

- (1) 事業者による記録改ざん等への厳正な対応
◇排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則を創設。

【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】

- ※ 改正前は、排出基準違反については罰則があるものの、未記録・虚偽の記録に対する罰則の規定がなかった。

- (2) 排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進

- ◇継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を国と地方自治体の連携の下で確実に図るため、地方自治体が改善命令等を広く発動できるように見直し。

【大気汚染防止法改正】

- ※ 改正前では「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」に限定。

- (3) 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止
◇汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲（対象となる汚水の種類^{※1}及び事業者の範囲^{※2}）を拡大。

【水質汚濁防止法改正】

- ※1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質を追加。
※2 事業者の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害な物質を取り扱う事業者を追加。

- (4) 事業者による自主的な公害防止の取組の促進
◇大気汚染・水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定を創設。

【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】

- ・ ばい煙又は汚水・廃液の排出状況の把握
- ・ 汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施

【施行期日】

公布の日から1年以内で政令で定める日から施行
ただし、(4)については、公布の日から3月を経過した日から施行

3. 土壌汚染対策法の改正

土壌汚染対策法は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を定め、土壌汚染対策を実施することによって国民の健康を保護することを目的として、平成15年2月に施行されました。その後、法の施行を通

して浮かび上がった課題や旧法制定時に指摘された課題の整理検討がなされ、平成21年4月に改正法が公布され、今年4月1日から施行されています。

これまでの土壌汚染対策では、法に基づかない自主的な調査により土壌汚染が判明することが多く、このような自主的な調査により明らかになった土壌汚染地について、情報が開示され、適切かつ確実な管理・対策を進めることが必要でした。また、旧法では、「盛土」や「封じ込め」等の摂取経路を遮断する対策を基本としていましたが、実際には「掘削除去」という過剰な対策が取られることが多く、汚染の程度や健康被害のおそれの有無に

○改正土壌汚染対策法の概要

目 的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制 度

調 査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第3条）
- ・一定規模（3000m²）以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）
- ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

自主調査において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請（第14条）

土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

①要措置区域（第6条）

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示（第7条）
→土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域（第11条）

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）
→土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壌の搬出の規制（事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令）
- ・汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壌の処理業の許可制度

※改正土壌汚染対策法は、平成22年4月1日から施行

※下線部が改正内容

応じて合理的で適切な対策が実施されるよう、指定区域については、環境リスクに応じた合理的分類をすべきであること、加えて、汚染された土壌の処理に関して、残土処分場や埋立地等における不適正事例が顕在化しており、掘削除去が増加していることを踏まえ、これらの不適正な処理を防止するため、適切な処理の基準や是正措置を規定すべきであることなどが、課題として中央環境審議会の答申の中でも指摘されました。

このような課題を解決するため、健康被害の防止という旧法の目的を継承しつつ、改正法では、土壌汚染の状況の把握のための制度の拡充（一定規模以上の土地の形質変更届出）、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化（要措置区域、形質変更時要届出区域）、汚染された土壌の適正処理の確保に関する規定の新設（汚染土壌処理業）等の所要の措置が講じられました。

4. 化学物質排出把握管理促進法（化管法）に関する改正

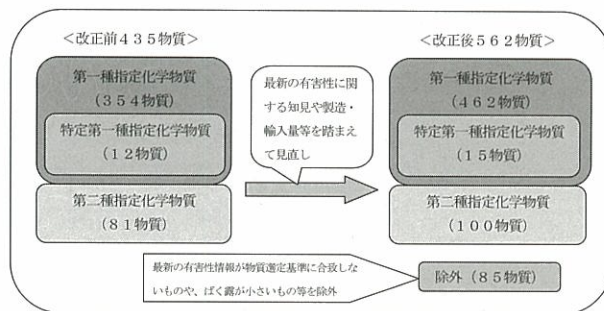
化管法は、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に、平成11年7月に公布され、平成12年3月に施行されています。

これまでの法の施行状況に対する評価や課題の抽出とともに、国際的な整合性に配慮しつつ、中央環境審議会と産業構造審議会で今後の方向性の検討がなされた結果を受けて、平成20年11月に化管法施行令が改正され、第一種指定化学物質等指定物質の見直しや届出義務を負う事業者となり得る対象業種の追加が行われました。

○化管法政省令の改正の概要

（1）指定化学物質の変更

- ・PRTR制度及びMSDS制度の対象となる「第一種指定化学物質」について、354物質から462物質に変更
- ・第一種指定化学物質のうち、PRTR制度の届出のすそ切りがより厳しく設定されている「特定第一種指定化学物質」について、12物質から15物質に変更
- ・MSDS制度の対象となる「第二種指定化学物質」について、81物質から100物質に変更



（2）業種の追加

届出を行う義務を負う事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）となり得る対象業種に「医療業」が追加

改正後のPRTR制度の対象となり得る業種（24業種）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 金属鉱業 | 2 原油及び天然ガス鉱業 |
| 3 製造業 | 4 電気業 |
| 5 ガス業 | 6 熱供給業 |
| 7 下水道業 | 8 鉄道業 |
| 9 倉庫業 | 10 石油卸売業 |
| 11 鉄スクラップ卸売業 | 12 自動車卸売業 |
| 13 燃料小売業 | 14 洗濯業 |
| 15 写真業 | 16 自動車整備業 |
| 17 機械修理業 | 18 商品検査業 |
| 19 計量証明業 | 20 一般廃棄物処理業 |
| 21 産業廃棄物処分業 | 22 医療業 |
| 23 高等教育機関 | 24 自然化学研究所 |

（3）届出事項の追加

届出書様式（第1）による届出事項として、平成23年度の届出からは「移動先の下水道処理施設の名称」、「廃棄物の処理方法」、「廃棄物の種類」が追加

（4）スケジュール

年度	2009(平成21年度)	2010(平成22年度)	2011(平成23年度)
事業者による把握	2009年度分把握 (改正前指定物質) ①	2010年度分把握 (新規指定物質) ②	2011年度分把握 (新規指定物質)
事業者による届出、国による集計・公表		① 改正前の様式1で届出 2009年度分 ①公表	② 改正後の様式第1で届出 2010年度分 ①公表



編集後記

今年の夏は宮城でも猛暑が続き、仙台では最高気温が30℃を超える真夏日の日数において過去最高を記録しました。当センターはエコな設計？のためエントランスホールをはじめ共用部に空調はありません。現場調査から帰った際、外と変わらぬ暑いエントランスから事務室のドアを開けます。するとその中はとても涼しく感じなのです。エアコンの設定はエコ28℃なのにです。去年にはなかった「28℃のありがたみ」でした。室温だけではない、この「気温差」が涼しさのだと気づかされた夏でした。さてこれからの季節、気候はどうなるのでしょうか？温暖化が叫ばれていますが「四季」がはっきりと感じられる日本であってほしいものです。

編集委員：橋本英之

表紙写真提供：宮城県観光課

当センターの登録・業務概要

○計 量 証 明 事 業 所 (昭和51 宮城県登録第19号 濃度) (昭和58 宮城県登録第48号 騒音) (平成6 宮城県登録第5号 振動)	水質(公共用水域、工場等排水)・底質・ 土壌等の分析、大気・騒音振動の測定
○飲料水 水質検査機関 (平成16 厚生労働省登録第4号) (平成12 宮城県告示第235号)	水道水・井戸水、その原水の水質調査
○土 壌 汚 染 状 況 調 査 機 関 (平成15 環境省指定 環2003-1-814)	土壌汚染対策法による調査・分析
○温 泉 成 分 分 析 機 関 (平成14 宮城県指令第1号)	温泉水の分析、掲示板の作成
○産 業 廃 棄 物 分 析 機 関 (昭和54 宮城県環境事業公社)	各種産業廃棄物の分析
○下 水 道 水 質 検 査 機 関 (仙台市下水道局ほか)	下水の水質調査
○環 境 ア セ ス メ ン ト (平成8 宮城県環境アセスメント協会)	開発事業の環境影響評価調査
○作 業 環 境 測 定 機 関 (平成13 宮城労働局登録4-11号)	事業所内のあらゆる環境調査
○食 品 衛 生 検 査 機 関 (平成20 厚生労働省登録第1224001号)	製品検査(理化学的検査)
○室 内 空 気 の 汚 染 調 査	ホルムアルデヒド他各種成分
○ア ス ベ ス ト 検 査	環境大気、作業環境、建材製品等
○D N A 検 査 (ISO9001:2008対象外)	米の品種識別等
○そ の 他 の 公 益 事 業 (ISO9001:2008対象外)	講習会開催、情報誌発行、研究助成、 環境公害の相談



ISO9001:2008
(検査業務対象)



財団法人 宮城県公害衛生検査センター

〒989-3126 仙台市青葉区落合二丁目15番24号

TEL (022)391-1133 FAX (022)391-7988

本公衛検カプセルの発行は、当センター公益事業として行っており、毎年2回(3月・9月)環境関係業務に携わる方々を中心に、無償でお届けしているものです。